平成２９年（フ）第２５１号
静岡市駿河区北丸子２丁目25番15号　サンシャインＡ202号
債務者　佐藤　広行
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３８号
沖縄県うるま市石川赤崎２丁目17番１号　赤崎団地１号棟303号室
債務者　上地　康光
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第６３４５号
東京都杉並区下井草１丁目25―18　ライフコート下井草Ⅲ　303
債務者　宮塚　邦子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３９２号
横浜市磯子区森６丁目24番19号　ベルテラス横濱屏風浦206号
債務者　飯塚　千恵（旧姓小菅）
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３９４号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目５番20号　千葉ハイツ101号
債務者　田邊　香織
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４４３号
横浜市保土ケ谷区峰沢町83番地の５　ブルーハイツ三ツ沢台103
債務者　佐々木政美
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７４０号
横浜市鶴見区駒岡１丁目27番48―305号
債務者　谷村由紀子（旧姓黒須・正法地）
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８０７号
横浜市旭区市沢町180番地３　ドミール内田Ⅱ　101
債務者　山田　芳晃
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８０８号
横浜市鶴見区北寺尾５丁目６番40号　ボナール102
債務者　若松　和夫
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８０９号
横浜市鶴見区北寺尾５丁目６番40号　ボナール102
債務者　若松　ちい
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８１５号
横浜市港北区大倉山３丁目43番11号　エルムフィオーレ102
債務者　石津　衣代
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８３３号
横浜市青葉区荏田町465番地３　メゾンガーデン江田Ｄ号
債務者　水野　健人
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６８８号
横浜市戸塚区川上町313番地１　グリーンコーポ201号
債務者　窪田惠美子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１２７１号
福岡市南区皿山４丁目３番７号
破産者　株式会社メイク
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２７２号
福岡県春日市岡本１丁目115番地
破産者　株式会社ペインテック
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２８２号
福岡市中央区天神３丁目１番12号北天神ビル３Ｆ
破産者　合同会社天佑
1　決定年月日　平成29年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部